

(第20号)

2015年11月15日

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06) 6568-2047

第11回全国人権連全国研究集会（三重）開く！



全国人権連が主催する第11回地域人権問題全国研究集会が10月24・25日、三重県伊勢市で行われました。集会では現地から「地域視察研修フィールドワーク」をやめさせた報告が行われ、参加者の感動を呼びました。「最近の同和教育はおかしいのでは」「生徒たちがバスを連ねてきて町の中をゾロゾロ見て廻る」「生活の場をのぞかれるようでいやだ」「他の町の子どもと同じ教育でよい」「同和教育はやめてほしい」と教育委員会に求め話し合いを重ねた結果、「町内の意見が分かれていることがわかった。フィールドワークには反省した。今後は控える。」と回答があったという取り組みでした。

教育の分野では部落問題研究所の梅田勝さんが「人権教育の動向と問題点」について基調報告、部落問題の科学的認識の形成という特定の社会問題についての認識は義務教育の目標になりえないと指摘しました。

大阪から教育文化センター「部落問題解決と教育」研究会の柏木功さんが報告。大阪府の調査で明らかになった生活困難が集積した地域は対象地域の5倍という事実や、「生徒から聞かれたとしても『今、被差別部落なんてないよ』という」「誰が『同和地区の人』なのか、誰も説明できない」と府教委が説明している例などを紹介し、部落問題解決の到達点をふまえていない教科書記述を批判しました。

参加者からは、何十年も前のまま、あいかわらず教育での特別扱いをしている実態が出され、報告での資料をもとに地域でがんばると意見が出されました。

参加者からは、何十年も前のまま、あいかわらず教育での特別扱いをしている実態が出され、報告での資料をもとに地域でがんばると意見が出されました。

八尾市人権政策課と懇談（10／28）

民権連は10月28日、八尾市人権政策課・人権教育課と初めて公式の協議を行いました。冒頭、谷口正暁民権連委員長が懇談資料にもとづいて、部落問題の解決とは、大阪府内の動向（「同和地区」の呼称、府下の見直しの状況、部落問題解決への逆流、学校教育の問題）、部落問題解決のために八尾市に求めたいことについて民権連の見解を示し、八尾市が勇気をもって「同和行政」を是正・終結させることを求めました。その後、意見交換を行いました。今後も引き続き懇談を行っていく予定にしています。



また11月12日に行われた学習会「八尾市の『人権・同和行政』を考える」では八尾市同和行政弁護団の愛須勝也弁護士が「監査請求の結果と住民訴訟について」説明、監査請求は不当にも退けられたが、監査結果に付する意見で「CSW（八尾市コミュニティーソーシャルワーカー）配置事業におけるCSWの資格について、資格要件の精査を求めたことは住民監査請求の一定の成果である、と話しました。

<11月10日（火）、民権連は大阪市教育委員会に下記の要望書を提出しました。>

より良い教育を求める要望書

- 1、未だに特別対策と誤解されるようなものがないか点検し、制度や運用に問題があれば見直すこと。
- 2、学校教育としての教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別し、教育に運動を持ち込ませないこと。
- 3、「ムラ」「むら」「むら」などの言葉の使用をやめさせること。
- 4、「部落」「被差別部落」「同和地区」などの言葉を用いた指導をしないこと。
- 5、特別対策終了の事実とその理由について説明せず、現在もまだ実施されていると誤解させ、あるいは特別対策が必要と思わせるような研修や学習指導は直ちにやめること。
- 6、「部落民宣言」「立場宣言」「自己開示」など特定の運動を学校に持ち込ませないこと。
- 7、学校は特定の運動団体の機関紙購入をやめること。
- 8、学校は特定の運動団体の参加する「ネットワーク」（旧・同和教育推進協議会）等に参加しないこと。
- 9、学校が「被差別部落出身生徒」「地区生」と認定し特定することは差別であり、直ちにやめること。
- 10、地域フィールドワークなどと称して旧同和対策事業対象地域や対策事業で建設された施設などを子どもや教職員に見学させることはやめること。
- 11、食肉や皮革、太鼓、ゴミ収集など特定の仕事を部落問題と結びつけて指導しないこと。
- 12、「部落問題学習」をすすめるなど今日の到達点に逆行する大阪市人権教育研究協議会などとの関与、便宜供与をやめること。
- 13、教職員配置の不公正を是正し適正に配置すること。
- 14、学校に格差を持ち込む学校選択制や校長戦略予算などをやめること。

<大阪府教育長との懇談>

日時 11月24日（火）午後2時
場所 大阪府庁 教育委員室
内容 民権連の要望にもとづく懇談

<大阪府交渉>

日時 12月10日（木）午後2時30分
場所 大阪府庁咲洲庁舎44F会議室
内容 15年度要求書にもとづく交渉